

電気設備の技術基準の解釈改正要望および  
発電用火力設備の技術基準の解釈改正要望の審議について

日電規委 19 第 027 号  
平成 19 年 12 月 14 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という）の改正要望および発電用火力設備の技術基準の解釈（以下、「火技解釈」という）の改正要望を審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に改正要請することを予定しておりますので、お知らせします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) 電技解釈第 24 条【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】の改正要望について
- (2) 電技解釈第 42 条【避雷器の接地】の改正要望について
- (3) 火技解釈の改正要望について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 電技解釈第 24 条【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】の改正要望について

a. 改正要望を策定した委員会

(社)日本電気協会の配電専門部会

b. 改正要望の趣旨、目的、内容等

電技解釈第 24 条に規定する B 種接地の接続については、1km を直径とする地域の架空配電線路へ適用され、この地域の重複は認められていません。しかし、近年の配電線路の無電柱化等によりケーブル系統が増加し、地中配電線路での B 種接地規定値の確保が困難になってきていること、電算機の発達等により地域の重複管理が可能となっていることから、本規定の緩和が望まれています。

そこで、合理的な B 種接地による保安確保の観点から、B 種接地の接続の地中配電線路への適用と、1km を直径とする地域の重複が認められるよう電技解釈の改正を要望するものです。

- (2) 電技解釈第 42 条【避雷器の接地】の改正要望について

a. 改正要望を策定した委員会

(社)日本電気協会の配電専門部会

b. 改正要望の趣旨、目的、内容等

電技解釈第 42 条に規定する避雷器の接地について、低圧架空電線や架空共

同地線と接続し、合成抵抗により規定値を確保する方法が認められています。しかし、低圧架空電線と架空共同地線は類似の設備であります。規定抵抗値や適用範囲が異なること、避雷器ではなく変圧器を中心とした適用範囲であることから、その管理が複雑化しています。

今回、電気協同研究「配電系統接地設計合理化専門委員会」において、低圧架空電線と架空共同地線の取り扱いを統一し、避雷器を中心とした避雷器接地形態について検討を行い、十分な保安の確保ができることが確認されました。これを受け、避雷器の接地をB種接地と共用する場合について、低圧架空電線と架空共同地線の適用範囲を統一するとともに、避雷器を中心とした適用範囲の取り扱いを規定するよう電技解釈の改正を要望するものです。

### (3) 火技解釈の改正要望について

#### a. 改正要望を策定した委員会

(社)日本電気協会の火力専門部会

#### b. 改正要望の趣旨、目的、内容等

現行の火技解釈の規定のうち第15条について、合理的な規定とすべく見直しを行った結果、下記の事項について改正要望を行うものです。

##### (a) ボイラー等及びその附属設備

火力設備の技術基準の解釈第15条に規定されている再熱器安全弁容量の算定に関し改正を行う。

### 3. 改正要請の提出予定

平成20年1月以降

### 4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電話 : 03-3216-0553 内線 270

Fax : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館 4F

### 5. 意見提出期間

受付開始日 平成19年12月14日(金)

受付終了日 平成20年1月14日(月)

## 6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、Fax 若しくは電子メールアドレス）を明記し、書面若しくは電子メールにて提出下さるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。